



# インターネットと商標について

弁理士 ■ 浜田 廣士

## 1. はじめに

インターネット上の商標の使用につきましては、「JAM JAM事件（名古屋地裁平成12年（ワ）第366号）」において、広告及び求人情報を掲載した被告のホームページ上の標章の使用について、ホームページは商標法第2条3項3号の「役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物」と解し、商標の使用に該当するとの判断が示されており、かかる判断は実務上でも踏襲されているものと思われます。

さらに、ドメイン名につきましても、ドメイン名がホームページの識別標識であり、ホームページは、情報提供する行為を業として行うものであることから、ホームページ提供という情報提供サービスのサービスマークとしての機能を発揮するものである（商標法第2条3項4号）とされており（網野「商標」第6版）106頁）

従いまして、ドメイン名で特定されるホームページにおいて、特定の商品又は役務についての広告やそれらの対価等が表示されている場合には、ドメイン名の表示は、かかる商品又は役務についての商標の使用（2条3項7号）に該当するとされる可能性も有るとされています（同106頁）。

このように、インターネットと商標との関係につきましては、かなり議論が深まってきておりますが、いわゆる「メタタグ」に組み込まれた文字列が商標の使用に該当するかどうかにつきましては、判決例もないことから、あまり議論されてきておりませんでした。

しかしながら、最近、登録商標と同一又は類似の標章が組み込まれたメタタグをhtmファイルに記載することは、商標の使用に該当するとの判断が示された判決が現れました（大阪地裁平成16（ワ）12032）。

以下、簡単に御紹介いたします。

## 2. メタタグに組み込まれた文字列が商標の使用とされた判決例

「メタタグ」とは、ブラウザでは視認できないが、そのページがそのようなページであることを示す要素であって、htmファイルに使用される記号のことをいいます。

このメタタグに使用される記号はホームページの内容を示す部分が含まれていますが、ホームページの画面表示に現れません。

従いまして、仮にこのメタタグに著名商標が組み込まれていても、従来の議論では、視覚的にこの著名商標が所表示機能を果たしえないことから、商標としては機能し得ず、商標の使用とは言えないとも考えられます。

### 事件の概要

被告は、インターネット上の自社ホームページを開設し、そのサイトのトップページを表示するためのhtmファイルにメタタグとして「meta name = "description" content = "クルマの110番。輸入、排ガス、登録、車検、部品・アクセサリ販売等、クルマに関する何でも弊社にご相談下さい」と記載をしていた。

本件では、このメタタグに組み込まれた文字列中の「クルマの110番」の部分が下記に示された2つの登録商標の商標権を侵害しているかが争われました。

尚、「クルマの110番」がメタタグに組み込まれている事実が発見されたのは、インターネット検索サイトであるmsnサーチにおける被告サイトのトップページの説明として「クルマの110番。輸入、排ガス、登録、車検、部品・アクセサリ販売等、クルマに関する何でも弊社にご相談下さい」と表示されたことによります。

く る ま ヒットーバン  
中古車 の110番  
く る ま  
中古車 の119番

### 裁判所の判断

一般に事業者がその役務に関してインターネット上にウェブサイトを開設した際のページの表示は、その役務に関する広告であるということができるから、インターネットの検索サイトにおいて表示される当該ページの説明についても、同様に、その役務に関する広告であるというべきであり、これが表示されるhtmファイルにメタタグを記載することは役務に関する広告を内容とする情報を電磁的方法により提供する行為に当たるといふべきである。

尚、被告は、「クルマの110番」という表示は被告サイトのどこにも表示されていない以上、被告サイトが原告のものとは異なることはすぐに分かるのであって、出所表示機能は害されず、注文時には誤認混同が生じない旨主張いたしましたが、裁判所は、インターネットの検索サイトにおけるページの説明文の内容とそこからリンクされた頁の内容が全く異なるものであるような場合はともかく、ページの説明文に存在する標章がリンクされたページに表示されなかったとしても、それだけで、出所表示機能が害されないということとはできないとして被告の主張は退けられました。

## 3. おわりに

2. で御紹介いたしました判決例の評価は、今後、議論の集積を待つしか有りませんが、少なくとも実務上は無視し得ない判決例であることから、たとえ視覚的に認識できない文字列の使用であっても、その文字列と同一又は類似の他人の登録商標の存在の有無を調査し、かかる文字列と同一又は類似の登録商標や周知商標が存在する場合には、かかる文字列の使用は避けるべきであるように思われます。

以上